

第 1 8 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 5 年 7 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 5 年 7 月 5 日 午前 1 0 時 1 9 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 5 番 飯塚 敬子委員
 議席 1 6 番 野村 隆 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
 統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
 主 事 奥山 早紀
 主 事 吉田 智洋

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、ご報告申し上げます。

6月6日総会に上程させていただきました、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号3の3番につきましては、7月3日に取下げがありましたのでご報告いたします。

また、配布させていただいた議案書の10ページ、申請番号5の10番についても取下げがありましたので、ご報告いたします。

それでは、第18回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則、第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。

会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってくださいと思います。

それでは、令和5年度第18回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、19人中18人で会議は成立しております。

なお、議席番号6番、廣瀬淳委員については、欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号15番、飯塚敬子委員、議席番号16番、野村隆委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は飯塚敬子委員と野

村隆委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長、事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付しましたのでご報告いたします。
許可番号5の41番、5の42番の2件で、群馬県農業会議ネットワーク機構へ令和5年6月16日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。
つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものでございます。
以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長、事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の3ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は、3ページから7ページに記載の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、

権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権です。
以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、制限除外の農地等移動通知
についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長、事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の9ページをお願いいたします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので
ご報告いたします。
届出は、記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、
土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載
のとおりでございます。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調
査についてを議題とします。
それでは、渋川・伊香保・小野上地区を青木明雄委員、子持・赤城
・北橘地区を齊藤由香委員から報告をお願いします。
最初に青木委員、お願いいたします。

10 番 10番、青木。着座にて説明させていただきます。
令和5年6月27日に実施しました、渋川・伊香保・小野上地区

の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川・伊香保・小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が10件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

次に5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は田、西は宅地と畑、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東は一体利用する宅地、西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

9ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は同月申請されている申請番号5の6番の申請地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西は畑、南は同月申請されている申請番号5の5番の申請地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

10ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と南は畑、西は宅地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川・伊香保・小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、齊藤委員、お願いいたします。

4 番

4番、齊藤。着座にて説明させていただきます。

令和5年6月27日に実施しました、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚委員、角田委員、内山委員、奈良委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、奥山主事の計7名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第5条による申請（保留分）が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに5条申請の保留分であります。

5ページをご覧ください。

申請番号5の7番（保留分）の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南は山林、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は田、西は河川、南は宅地、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の12番の現地は、東は雑種地、西は水道用地と畑、南は水路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

11ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と北は畑、西は畑と宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の14番の現地は、東と南と北は水路、西は田となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の15番の現地は、東は畑と宅地、西は宅地、南は畑と道路、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

12ページをご覧ください。

申請番号5の16番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

以上で、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

14 番

はい、議長。14番、角田。

議 長

はい、14番、角田壽一委員。

14 番

申請番号5の14番の関係なんですが、申請の農地自体には問題はないのですが、現地調査の時に重機と資材が搬入されていました。農地自体に問題はないのですが、事前着工に当たるのではないですかね。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長

はい、2番、高橋昭彦委員。

2 番

事前着工があったなら、保留にすべきだと思います。資材搬入というのは事前着工でしょう。農業委員会の意見として、撤去を求めるべきだと思います。撤去を求めて、きれいな状態に戻ったら、再度総会にかければいいじゃないですか。意見として申し上げておきます。

議 長

私の考えとしても事前着工が認められるならば、許可申請が不要なくなるじゃないか、と言いたいです。なので、早急に事務局から、事前着工は認めることができないので是正をしてください、という旨を連絡するということによろしいですか。

2 番

お願いします。

14 番

はい。

議 長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による

許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長、農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ関連です。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、農地法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められております。

令和5年6月15日事務局にて、譲受人所有の農地を確認したところ、祖母島市内の畑3筆において未届けの物置等が設置されていることから、6月22日、是正を指導しましたが、現時点では、是正されていない状況であります。

つきましては、譲受人の農地の全てについて耕作を行うと認められないことから、不許可相当であると思われます。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の2番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号3の3番及び4番は、農業参入のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から4番の4件について審議いたします。質疑のある

方をお願いします。

18 番 はい、議長。18番、石田です。

議 長 はい、18番、石田玉枝委員。

18 番 申請番号3の4番について、譲受人が石川県の方ということですが、
どういった内容の申請が出ているんですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 譲受人は石川県から移住を予定している方でございます。この方につ
きましては、以前、農業委員会でもお諮りさせていただいた、農地
付き空き家バンクに登録し、中古住宅を購入して、その付近にある農
地も併せて購入するというような状況でございます。今まで農業の経
験はない方ですが、移住してから農業をやるという申請になっており
ます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議 長 はい、2番、高橋昭彦

2 番 申請番号3の1番、農地法第3条第2項第1号の要件で不許可相当とい
うことは分かるんですが、理由についてもう少し詳しくお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 申請を受け付けてから、物置が未届けで設置されているということ
で、是正の指導として取下げをお願いしておりました。しかし、御親
族が亡くなられたということで、状況が状況なので、総会までに取下
げが出ていないという状況です。取下げが出ていないので、総会にお
諮りさせていただいていますが、保留でもやむなしとは考えています。

事務局としては、物置が未届けになっているので、一度不許可にし
て、その後農業用施設として届出をしてもらうという形で再度申請を、

と考えているのですが、まだ御本人から連絡をもらえていないので、今後の方針については、本人と連絡が取って相談しながら進めていければと考えています。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議長 はい、2番、高橋昭彦委員。

2 番 本人に是正指導をして、物置が農業用施設であれば届出をしてもらって、それが済んだら許可を下ろすよという指導をしてもらうのが良いのかなと。一回で全部だめだよねという話にしまうと、本人もがっかりすると思うのでね。不許可ではなく、一時保留っていう形が一番なんだと思うんですけども。

事務局 御本人から「是正するよ」と話をもらえれば保留でも良いとは思いますが、今回は状況もあってそこまでの話できていないので、保留ではなく不許可で、というような状況です。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議長 はい、14番、角田壽一委員。

14 番 是正指導をして、是正されたら問題ないのではないですか。これを不許可としてしまうと、農地の耕作者がいなくなり、耕作放棄地につながりかねないと思う。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 今までの農業委員会ですと、保留は1回のみで、2か月にわたって保留ということがなかったと思います。今回については是正の手続きをするにもそう簡単にできる状況ではないのかなというところで考えています。そうすると来月の総会までに是正ができない可能性もある。ただ、状況が状況なので、2度目の保留もやむを得ないだろうということであれば、理由をつけて2度目の保留ということもあるのかなと考えています。

議長 では、申請番号3の1番については、事務局に一任し、今回は保留ということでお願いしたいと思います

ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から4番の4件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の1番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により、保留とし、申請番号3の2番から4番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から4番の4件のうち、申請番号3の1番の1件については保留とし、申請番号3の2番から4番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長、農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による、許可申請につきましてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の7番（保留分）の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長、農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の7番（保留分）は、6月6日の総会にお諮りし、当該申請において、提出書類に不備があることから、許可の判断を保留とした案件です。

現時点で必要書類は提出されましたので、再議をお願いするものです。

なお、申請地は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の7番（保留分）の1件に

ついて審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の7番（保留分）の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の7番（保留分）の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分決定を求めます。

申請番号5の10番を除く申請番号5の1番から16番の15件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長、農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による、許可申請について、ご説明いたします。

議案書の7ページから12ページ関連です。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分決定を、総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。8ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の

不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農用地域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を6月29日に実施いたしました。結果につきましては、お手元に配布した実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の16番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農

地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から16番の15件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

始めに、申請番号5の11番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して飯塚敬子委員にお願いいたします。

15 番

はい、議長。15番、飯塚。

議 長

はい、15番、飯塚敬子委員。

15 番

調査は、6月29日に、山本会長、阿久津推進委員と私、飯塚。事務局からは、吉田係長、池田係長の計5名で実施いたしました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号5の11番の1件について審議いたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の11番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の11番の1件については、議案のとおり

許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の11番の1件を除く申請番号5の1番から16番の14件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議 長 はい。2番、高橋昭彦委員。

2 番 先ほどの申請番号5の14番の件、事前着工はやはり問題があるので、しっかりと指導をお願いしたいと思います。

議 長 事務局から電話連絡させますので、よろしくお願いします。
ほかにはないですか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、申請番号5の11番の1件を除く、申請番号5の1番から16番の14件について、事前着工が確認された申請番号5の14番については、事務局から指導をし、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から16番の13件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の14番については指導、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から16番の13件については許可することで決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長、事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものです。

内容について説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川・小野上・子持・赤城・北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年8月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権の存続期間の合計は、渡人が16人、受人が12人、筆数が37筆、面積は3万9,856.28平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページから15ページの令和5年8月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
では、先程の申請番号5の14番の件について、事務局から報告をお願いします。

事務局

今、代理人に電話したところ、申請人の業者に直接言ってもらえませんかと話をしたところで止まっている状態です。ただ、8月の頭から着工したいということで「なんとかありませんか。すぐ撤去したら大丈夫ですか。」と相談を受けているところです。

18 番

8月が着工なら、そのときに搬入しろということだよね。

2 番

基本的には、今日の総会に諮っている時にアウトならアウトだよね。

事務局

通常、現地調査をした後、そういう所があると、こちらで連絡をして、「撤去してください」と指導させていただくということで、現地

調査時も話はしたのですが、そこを失念してしまいまして、代理人や施工業者にその話をしなかったのがこのような状況になってしまいました。

2 番 期限切って、今週中に撤去して、来週の月曜日に見に行くからそれまでに撤去していなかったら、8月までに許可は下りないということで話をするのでどうですか。

議 長 事務局が連絡し忘れたということもあるので、今週中に撤去して、月曜日に現地確認をして撤去が確認できれば許可をする、ということで皆さんどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の14番については総会日には許可とせず、7月10日までに撤去されていれば許可とすると決しました。
以上をもちまして、第18回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 < 10時19分 >

